

# 代用監獄では 何故いけないのか

## - 代用監獄の恒久化に反対する意見書 -

(目次)

はじめに .....	1
第1部 代用監獄と自白の強要 - 布川事件の桜井昌司さんに聞く - .....	2
第2部 なぜ代用監獄を問題にするのか - どうして留置場ではいけないのか	
1 代用監獄 = 留置場とはどんなものか .....	11
2 虚偽の自白 = 冤罪の温床である代用監獄 .....	12
3 なぜ、警察留置場では駄目なのか .....	14
第3部 代用監獄の恒久化は許されない - 代用監獄をめぐる立法化の動き	
1 未決拘禁者の処遇に関する有識者会議 .....	16
2 未決拘禁法の最大の課題は代用監獄である .....	17
3 国際原則では .....	17
4 代用監獄は廃止されなければならない .....	18
5 代用監獄の廃止のために .....	19
第4部 資料 - 代用監獄(留置場)をめぐる事件・不祥事 .....	20

自由法曹団治安警察問題委員会

## はじめに

本意見書は、本来、拘置所の「代用」であった警察留置場を正規の勾留場所として正式に認知し、その恒久化をはかる動きが現実化している状況のもと、自由法曹団としてこれに反対し、代用監獄の最終的な廃止を目指す見地から発表するものである。

第1部は、先ごろ、再審開始決定のあった布川事件の再審請求人・桜井昌司さんを囲む会の記録である。集会は自由法曹団の2005年総会の夜にもたれた。拘置所や代用監獄の設置者・管理者の視線、取り調べにあたる警察・検察、さらには弁護人の目線ではなく、冤罪事件の被告人とされ、長期にわたり不当に自由を奪われた1人の人間の目に代用監獄がどのように写るかを追求したものである。

第2部は、近時、「代用監獄を廃止することは非現実的ではないか」という意見、中には「代用監獄の方が近いし、夜も接見できて便利ではないか」という弁護士も生まれてきている中、何故、私たちが代用監獄の恒久化に反対するのか、自由法曹団の基本的立場を明らかにする目的で書かれている。

第3部は、留置場の正式認知と恒久化をはかる動きの現在とその動きが代用監獄の廃止に逆行するものであることを明らかにする。

第4部は、留置場をめぐる「不祥事」の一覧である。「留置場の適正な運営」という当局の発言にもかかわらず、問題が山積していることを、これらの新聞報道は示している。

# 第1部 代用監獄と自白の強要

## - 布川事件の桜井昌司さんに聞く -

飯田美弥子（事務局次長） 本日は、去る9月21日に、水戸地裁土浦支部で、再審開始決定を得た布川事件の再審請求人である桜井さんにおいでいただきました。これから弁護人として活躍する新人弁護士向けに、冤罪が作られていく過程を、事実に即してお話いただきたいと思います。

弁護団長の柴田先生にも、ご参加いただいていますので、随時、補足していただきたいと思います。

桜井さん、柴田先生、よろしく申し上げます。

さて、最初に布川事件について、ちょっと説明します。布川事件というのは、茨城県の利根町布川というところで、1967年（昭和42年）8月30日朝、一人暮らしで、大工仕事や金貸しで生計を立てていたと言われる玉村さんという男性が、自宅で死体で発見され、室内が荒らされていた、「強盗殺人」事件です。

桜井さんと杉山さんの2人が、40余日後の10月中旬に、犯人として逮捕され、無期懲役の判決を受けました。2人は獄中で29年を過ごし、現在は、仮釈放の身です。

先ほど「強盗殺人とされる事件」と言いましたのは、実際には、何が取られたかはっきりしていない。物色の跡があり、桜井さん達の自白があるから、判決は、約10万7000円を盗った、と認定していますが、その使い道などの裏付けは全く取れていません。競輪ですってしまったようだ、というだけです。強盗というのは、財物を盗ることが動機の犯罪で、盗品の分配や使い道というのは、犯人にとって最も関心が強いことであるはずなのに、それがあいまいなまま、強盗とされています。

物色の跡はあるのに、指紋も出ていません。自白では、突発的な犯行で、手袋など指紋の残さない手だてを講じたことにはなっていないのに、指紋がないのです。

そのほか、桜井さん杉山さんを、犯罪と結びつける物証は全くありません。2人の自白と、2人を、事件当日とされる8月28日に、最寄りの布佐駅で見た、布川の町で見た、などという複数の「目撃証言」があるだけです。目撃と言っても、犯行そのものを見たわけではありません。2人は、8月28日は東京に居た、と主張しているので、その主張を弾劾し、自白を補強するために、証言が使われています。

そういう、決め手となる物証がなく、供述証拠がもたれ合うようにして、辛うじ

て有罪を根拠づけている、というのが、布川事件の特徴です。

まず、再審開始決定を得て、桜井さんの感想はどうですか？

桜井昌司 ありがとうございます。桜井です。お陰様で、再審開始決定をもらうことができました。

9月21日は、あらかじめ決定が出ると聞いていたんで、絶対大丈夫とと思っていました。弁護団はそうでもなかったようですが、私は、あれだけやったんだから、絶対に開始だと思って、わくわくしてました。

実際に内容がわかったときは、何だかよく覚えていないんですが、支援の人たちと誰彼構わず男女を問わず抱き合ったみたいでした。記者の人が、恵子さん（桜井さんの妻）に、「桜井さんは、いつもあんなに抱きついているんですか？」と質問したらいいんですね。恵さんは「さあ？」と答えたそうです。いつも抱きついている訳じゃないんですが、あんな嬉しさは、なかったですね。

皆さんもそうだと思いますが、逮捕されるまでは、私も、警察が嘘をつくとは思っていませんでした。でも、警察は嘘つきです。平気で嘘をつきます。本当です。

取り調べを受けているときに、どうして、ここまでして俺を犯人にしたいのか、と不思議に思いましたが、今、警察の裏金問題が出てきて、やっとわかった気がします。

警察は、自分が正義だと思ったら、何でもやるんです。裏金を作ったうえに、警察を守るためなら、裏金なんか知らない、と平気で嘘をついてるでしょう？組織ぐるみで、口裏合わせしてますよね。内部告発するような警察官は、昇進させない、というでしょう。彼らが思う「正義」のためなら、何でもしていいんでしょうね。

それで、どうしてか知らないが、当時の警察は、私を犯人にすることが、正義だと思ったんだ、とわかりました。

柴田五郎（弁護団長） 布川というのは、利根川沿いの、千葉県と茨城県の県境にある町。今でこそ新興住宅地のようにになっているが、当時は、昔からそこに住んでいる人たちがばかりの至って静かな集落だった。そこに、殺人事件が起こった。よそ者が入ってくれば、すぐわかる。逆に言うと、よそ者でないとすると、集落の中に犯人がいることになるわけで、犯人が捕まらないことには、危なくて夜も安心して眠れない。

事件から1ヶ月経つころには、不審者の洗い出しもほとんど終わってしまって、警察は手詰まりになりつつあった。新聞などでは、まだ犯人を捕まえられない警察は何をやっているんだ、という論調が強くなってくる。捜査側に犯人を挙げなけれ

ばいけないという焦りがあったことは想像に難くない状況だったわけですね。そんな雰囲気の中で、その年の10月10日に、桜井が逮捕されたのです。

飯田 和歌山毒カレー事件などでも、同じような状況がありましたよね。後に、砒素が検出されて、物証が出た形になりましたが、あの事件も、最初は、警察が世論の集中砲火を浴びて、逮捕してしまった、という面がありました。

桜井さんは、別件で逮捕され、取り調べが始まってから4日で自白していますよね。逮捕後短時日での自白というのは、信用性が高いと判断される基準のひとつですが、否認から自白に変わったのはどうしてですか？

桜井 嘘発見器で嘘と出た、と言われたのが大きかったですね。10月12日から「自白しろ、自白しろ」と責められて、やってない、といくら言っても、全く信じてもらえない。どうしたらいいんだろう、といい加減いやになっているときに、15日になって、「嘘発見器にかけるが、どうだ」と言われたんです。機械なら本当のことがわかるから、助かると思って、喜んで同意したんです。そうしたら、捜査官が、残念そうに、「だめだ。お前の言っていることは、全て嘘と出た。俺には、お前と同じぐらいの年頃の子どもがあって、信じてやりたいと思っていたのに、残念だ」「こうなったからには、罪を認めて、償いをする事を考える。認めれば、早く出してやることもできる。」と言うですよ。一体、警察が自分の判断で、早く出したり、長くしたりできるんですかね。

でも、そう言われて、機械でもだめなら、もうだめだ、と思いました。どうにでもなれ、という気持ちになりますよ。やったと言えば、責められなくて済むんですから、楽になりたいと思っちゃったんですね。

柴田 桜井は、当時、20歳。友だちのところに泊まり歩いて競輪に行ったり酒を飲んだりという非行少年の延長のような気ままな生活をしていました。じっと座っているだけでも、苦痛ですわな。それが、4日ももったというのは、桜井さんにしてみれば、がんばった方だと評価すべきだと思います。

杉山さんの方は、もっと短い。当時21歳だが、両親を亡くしているせいもあってか、わかってもらえないなら、もういい、というように、見切りが早いというか、大変に諦めがいいところがある。15日に暴力行為の容疑で逮捕され、当日夜から調べられて、翌16日には自白している。

杉山の場合は、捜査官から、桜井がお前とやったと言っているぞ、放っておくと、皆お前が悪いようにされてしまうぞ、と言われ、また、桜井の調書らしい紙を目の前でぱらぱらと見せられている。桜井と杉山は、当時から、今も、馬が合わないとい

うか、仲がいいわけではないんです。逮捕される前に、杉山は桜井を殴ったこともあるから、これは、桜井が俺を恨んで、俺を陥れようとしているんじゃないか、本当は桜井兄弟が強盗をやったんじゃないか、と、桜井に対して腹を立てながら、桜井がそんなことをするなら、ここで争っても仕方ない、裁判になればすぐに分かってもらえる、と自白に転じるわけです。

我々は、強盗殺人は、無期か死刑しかない重大犯罪だと知っている。だから、そんな犯罪を軽々しく自白するはずがない、と思っている。逆に言うと、自白するのは、やったからだ。やってないのに、自白するはずがない、というのが、裁判官の常識のようだが、だいたい法定刑なんか、一般の人はまず知らない。

何をもって、自白まで短いといい、長いというかも、形式的に決まることではないです。裁判官も、何日否認を通せるか、実際に調べられてみればいいんです。

警察には何を言っても無駄だ、となったら、桜井達にしてみれば、さっさと警察の調べを終わらせた方がいいわけ。その上で、検察官、裁判官に分かってもらおう。そういう判断も、あり得ることじゃないんでしょうか。

実際、桜井と杉山は、検察庁に送られてから、検察官に否認調書を作ってもらっているんです。警察はだめだが、検察なら、という言い分のとおりです。

さて、11月13日に強盗殺人では不起訴になったが、こそ泥や恐喝の別件では起訴されているから、身柄は勾留されたままです。本来なら、土浦拘置支所で勾留されるはずですが。

ところが、検察で否認したら、途端に、桜井は取手警察署に、杉山は土浦警察署に、それぞれ逆送されてしまいます。明らかに警察の策略です。逆送された警察署で、警察官から「お前ら、検事さんの前に行ったら、否認したって？そんなぐらぐらした心掛けじゃ刑が重くなるぞ。」と改めて脅されて、再び自白をさせられることになる。警察も学習するから、身体に証拠が残るような物理的な拷問はしないが、言葉による精神的な拷問をして、自白を迫るわけです。

飯田 異例の逆送ですが、拘置所と代用監獄とでは、やはり気持ちが違うものですか？

桜井 全然違います。拘置所は、生活が規則的で、取調べも一定の時間内に行われます。寝る時間・風呂の時間・食事の時間など、決まっていますから、心配がない。我慢がし易いですね。

それに比べて、代用監獄では、夜中まで調べられました。食事の時間も決まらない。一度取調べが始まると、いつ房に帰れるか、いつ寝かしてもらえるか、いつ食

事にありつけるかわからないから、それだけで苦痛が大きいんですよ。

（午後）9時とか10時に房に帰されたような、実際を取調べ時間より短い時間の記録がある留置人出し入れ簿が、裁判所に提出されているんですが、私は、あれも改ざんされていると思っています。

弁護団は、証拠がないから、改ざんとは決め付けられないと及び腰なんですけど、私に言わせて貰えば、連日、朝から（午後）11時12時まで調べられていたのだから、その記載がないなら、改ざんされているに決まっているんですよ。先ほども言ったように、警察は「正義」と思ったら、何でもやります。

それから、「面倒見」ということがあります。面倒見というのは、捜査官の言うとおりにしていれば、煙草が吸わせてもらえたり、運動の時間を長くもらえたり、外部との連絡を見逃してもらえたりする。否認していると、そんなことは一切許されない。厳しく監視されるんです。否認なんかしてないで、うまくやったらどうだ、というようなことを、看守から言われたりします。

代用監獄では、看守も、同じ警察署の中で、捜査の状況を知っていますから、捜査官と一体なんです。

最初の段階では、接見禁止がついて、外部の情報がわからないので、不安が大きくなりました。そうしておいて、お前の親も、やったことなら早く罪を認めて償えと言っている、兄貴は8月28日にはお前は来てないと言ってる、などと、取り調べのときに、警察官から伝えられるわけです。当時は、警察が嘘をつくなんて思ってませんでしたから、え～っ、皆、どうしちゃったんだろう、誰も俺を信じてくれないのか、という感じですよ。孤独と不安で、どうしていいかわからなくなりました。

質問 やったと認めたとしても、やってもいないことをどうやって詳しく自白することができたのですか？

桜井 簡単ですよ。当時、玉村さんの事件は、新聞に大きく出ていたし、地元では噂になっていました。それを知っていますから、ある程度のことまでは言えるでしょう。それで、わからないところになると、警察が教えてくれますからね。やってみましょうか？

たとえば、玉村さんは、そのとき、どんな服装だった？上は何を着てた？シャツだけだった？上着も着てた？答えてみてください。

シャツ。

そう。袖は？半袖？長袖？夏のことだからねえ。

半袖。

ふうん。色は？白っぽかった？黒っぽかった？

白。

そう。襟は？開襟だった？

開襟。

そう。じゃ、ズボンは？半ズボンだった？長かった？

半ズボン。

ちょっと違うんじゃないかな？よく考えてみる。

長ズボン。

そうだな。色は？白いの？青っぽい？灰色？何？

白。

よく思い出してみろ。

青。

興奮していたから、はっきりしないかもしれないが、違うんじゃないか？

....

とこんな調子で、カーキ色という、警察が知っている情報に合うまで誘導してくれる。ね、あなたでもすぐできるでしょう？

質問 自白調書を読み聞されたうえで、署名押印したんでしょう？裁判で不利になると思わなかったのですか？

桜井 署名押印に意味があるなんて、思いませんよ。だって、嘘なんだから。本当のことを言うと、嘘をつくな、と言われて、そんなじゃ調書も作れないと言って、目の前で、これ見よがしにメモ書きしていた帳面を閉じたりされるんです。こんな警察では話にならないと諦めて、とにかく警察の調べから逃れることだけ考えるようになってました。裁判になったら、ちゃんと申し開きができる、聞いてもらえる、調べてもらえる、と期待していました。嘘の中身に署名して、それが裁判でどういう役割をするのか、ということなんか全く思いもしませんでした。

質問 弁護人はつけていなかったのですか？

桜井 裁判になってから国選弁護人がついたんですが、裁判の数日前まで会いに来てくれませんでした。やっと会いに来てくれたので、「強盗殺人はやっていない」と言うと、「うん、それは後で聞く」と言って、ほかの泥棒の件の示談の話なんかばかりしていた。いよいよ裁判になって「大丈夫なんですか」と言うと、「国選弁



護人は、責任を取らなくていいんだ」と言ったんですよ。責任を取らなくていいってどういうこと？これはダメだ、がっかりしました。

質問 どうしたら、うその自白を防げたと思いますか。

桜井 逮捕された段階で弁護士が来てくれて、調書がどんなものかと教えてくれていたら、防げたかもしれないですね。でも、自信はないなあ。

信じてもらえない、というのは、本当に苦しい。本当に苦しいんです。

何を言っても、まだそんなことを言っているのか、罪を認めて反省すれば、刑を軽くしてやることもできるが、そんな態度じゃ死刑になるぞ、と言われる。当夜は東京中野区の兄貴のところに泊まったこと（アリバイ）を思い出して、調べてくださいと言っても、調べたら、そんなことはないと言っている、と言うんです。嘘発見器の結果のときは、本当に残念そうに、「嘘と出た。もうだめだ。信じて助けてやりたかったが、残念だ」とまで言われて、本当にもうだめだと思った。

柴田 最大23日間であっても、逮捕時に、いつまでとわかっていたら、まだ楽だったということもあるでしょう。しかし、警察は、彼らに、否認なんかしていると一生出られないぞ、死刑になるぞ、と言っている。いつまで続くかわからない中で責められるのは、苦しい。いつまで続くんか、楽になりたい、という気持ちになるし、警察はそうさせるように仕向けたのです。

質問 黙秘権のことを教えられていたら、どうだったと思いますか。

桜井 やってない人間に、黙秘権はないんですよ。やっていないんだから、黙秘する必要がない。絶対に言い訳を始める。私も、そうでした。記憶がよみがえり、兄貴のところにいたことを話したら、お前の兄貴は来ていないと言っているぞ、と言われて、何がなんだかわからなくなった。兄貴が来てないと言っている、というのも、警察の嘘だったんですが。

そんな風に、うっかり本当のことを言うと、警察に潰されてしまうので、アリバイを思い出したとき、それを獄中日記に、暗号で記載したんです。

警察に読まれないようにしようと、我ながら必死に考えたんでしょうね。仮釈放後、宅下げされた日記を見つけたとき、解読法をすっかり忘れていて、自分でも読めなくなってしまいました。弁護団の塚越先生のご家族が解いてくれました。3種類もの暗号を使っていたんです。よく考えたなあ、と自分でも感心します。

質問 冤罪で29年間も獄中で過ごさなければならなくなり、今もいろいろな制限があると思いますが、犯人にさせられたことで、世間を恨む気持ちはないですか？

桜井 いや、幸せだと思ってますね。この事件がなかったら、チンピラのままです。

たかもしれないですからね。この事件のお蔭で、このような機会も与えられ、多くの人と知り合えました。詩集を出したり、CDを出したりすることもできました。本当は、自分が歌ったCDを出したいんです。歌うまいんですよ。でも、前にそう言ったら、柴田先生から、「俺は、桜井を歌手にするために、弁護してるんじゃない」と言って叱られました。(笑)

柴田 (苦笑しながら) 桜井の気持ちは、一般的ではないと思いますよ。現に、杉山は、失った時間について、怒りを持ってますからね。

桜井 私は、裁判になってからは、一貫して否認しています。うその自白のせいで、これだけ苦しんでいるから、もう、うそを言うことができないんです。自分を許せないっていうか。この上うそをついたら、うその自白をうそだったと言えなくなってしまうわけで、どれが真実かわからなくなるから、うそが言えない。(妻の) 恵子さんに「えーっ、うそ。」みたいに軽く言われただけでも、むきになってしまうこともありますね。それが、後遺症かもしれません。

狭山事件の石川さんは、刑務所の中で仲間に行ったと言っていたそうですが、あれは、きっと面倒になって、どうでもいい、という気持ちになってしまったんだろうと思いますね。

あとは、手錠を思い出すので、どうしても、腕時計ができないんです。出てきたばかりのときは、喜んで時計をしてたんですけど、なんかこう、締め付けられるような気持ちになってくるんで、今はやめてしまいました。

それから、ときどき、夜中にはっと目が醒めてどこにいるのかわからなくて、表に飛び出しそうになることがあります。恵子さんには、飛び出さないように止めてくれ、と言ってあるんです。

私の心情は、詩集に書きましたから、詩集を読んでください。

今日は、こういう機会をもうけてくれて、ありがとうございました。今日の話が、若い弁護士さん達の参考になれば、幸いです。

警察の体質は、今も全く変わっていません。代用監獄での自白強要が過去のことだと思ったら、大間違いです。今、仙台の筋弛緩剤注入事件の守大助のことを心配しています。いつでも起こりうることです。そういう目で、弁護に当たって欲しいと思います。

飯田 ありがとうございました。実体験に基づいた貴重なお話を聞かせていただきました。

布川事件は、検察側の不当な抗告によって、東京高裁に舞台を移しました。今後と

も、皆様のご支援をお願いいたします。

また、参加者の皆さんには、桜井さんのご挨拶にもあったとおり、有罪率99%の国選弁護でも、いつ、無実の罪に苦しんでいる人に遭遇するかわからないんですから、心して弁護に臨んで欲しいと思います。

では、以上で、本日の集会を終わりにします。

## 第2部 なぜ代用監獄を問題にするのか - どうして留置場ではいけないのか -

### 1 代用監獄 = 留置場とはどんなものか

留置場は警察署の建物の中の、入り口から最も遠い奥まった位置にある。独立の入り口をもたず、玄関に通じる通路もない。取調室とともに惣坂の大部屋の奥にある例が多い。私達が入り出できる「開かれた」警察の表側とはうらはらに、留置場は捜査部屋などによって隔絶された独自のエリアを形成している。文字通りの「密室」である。「ここは地下だから大きな声を出しても外には聞こえない」と捜査官から言われた人もいる。留置場に拘禁された人は、それだけで警察の「とりこにされた」という心理状態におかれる。

在監者は24時間中、一分の隙もなく一挙手一投足、睡眠中の寝顔や用便中の姿までを監視される。

看守担当係と捜査の係は一応別になっている。しかしそれは、同一警察署内の配置部署の違いにすぎない。看守係は在監者の動静で、捜査の資料になることを発見したならば、捜査官に報告しなければならない。「留置人動静簿」に、観察した結果を細かく記載するようになっている。

このように、在監者は、看守を通じて捜査官に24時間の全生活を捜査資料として提供される存在、「捜査対象物」として留置場に置かれているのである。

在監者は留置場では正座または安座できちっと座っていなければならない。日用品の購入も看守に頼んで買ってもらうしかない。病気になっても医者に診せるか、診せないかは看守が決めるのではなく、捜査官の意向に左右される。在監者がこれらの苦痛から免れたり、必要な品物を手に入れるには、捜査官のさじ加減によることとなる。捜査官に呼んでもらい、取調室でタバコを吸わせてもらったり、テナヤ物をとってもらう（面倒見）恩恵を受けるほかない。逆に、取調から解放されて房に戻りたいと思っても、捜査官の意向や都合で、朝9時から夜12時過ぎまで通しで取り調べられることもある。これは留置場が捜査の刑事部屋に付属した形で同一建物内のすぐそばにあり、看守と同僚である警察官が取調をするところに原因がある。

家族や弁護士への連絡や日用品の自費購入を実際に行うのは看守であるが、その

実質的許可権は取り調べにあっている捜査官にある。ある体験者は、「こんな奴はしゃべらないんだから面倒見なんかするな」と捜査官が言った人については、看守は日課の運動すらさせないと語っている。こうして被疑者たちは、「自白しなければ飯も食わせてもらえない、という感覚に持って行かれる」(体験者の告白)のである。

逆に、被疑者が捜査官に迎合すれば、いくらでも楽な生活条件が提供される。暴力団関係者の例だが、シャバが見学したくなると腹痛だといって医者に行かせてもらう。1人2～3分という洗面時間に20分もかけて身体を拭うことも黙認される。警察署内で愛人と同床を許されたりとか、麻雀をさせてもらったという極端な例さえある。(第4部の携帯電話を使わせてもらった事例)

このように留置場における全生活、全生存条件の支配管理が警察に一手に握られていること、そしてそれが取調の状況や自白したかどうかと関連して、捜査官の意のままにできること、ここに代用監獄の根本問題がある。

## 2 虚偽の自白 = 冤罪の温床である代用監獄

多くの冤罪事件は被告人自身のウソの自白が原因となって引き起こされている。本当はやっていない人が何故ウソの自白をするのだろうか。(ウソの自白の作り方は第1部の桜井インタビューと後述の冤罪事例を参照)

警察が被疑者を取り調べる目的は、自白を得ることにある。その警察が被疑者を20日間以上、場合によっては数ヶ月間も密室 = 留置場に閉じこめることができる。しかも外からの監視やチェックを受けることがない。これが代用監獄制度である。

この密室の中で、被疑者は四六時中行動を監視され、食事、睡眠、用便、入浴はもちろん、日常の起居動作、外部との面会や通信、日用品の入手、医療その他、およそ人間として最低限の生活条件を含む全生活を支配される。留置場ぐらしが「天国」になるか「地獄」になるかの生殺与奪の権は、警察に握られている。

このような状況のもと、警察が、何が何でも被疑者から自白をとりたいと考えた場合、この生殺与奪の権を使おうとするのは自然の成り行きであろう。長時間にわたる苛酷な取り調べ、拷問・脅迫・利益誘導による取り調べ、被疑者の心理的・肉体的弱みにつけ込んだ取り調べなどが、多くの冤罪事件に共通して見られる。これらの違法な捜査活動は、いずれも代用監獄における被疑者の全生活の支配を利用して行われる。

無実を主張する人、容疑を否認する被疑者には、食事や外部との交通を含むすべての要求が受け入れられない。その要求を聞き入れてもらおうとすれば、自白をはじめなければならない。時には用便をしたいという依頼すら、自白のきっかけになりかねない。

容疑を否認する被疑者に対しては、当然取り調べも長時間にわたることになる。朝9時から夜12時半という例もある。それが連日連夜にわたることもある。その心労と肉体的疲労、座ってられない状態になるまで1週間もかからないという。

過去の冤罪事件は、代用監獄を利用したウソの自白によって起きている。

#### **松山事件（1984年7月11日仙台地裁再審無罪判決）**

齋藤幸夫さん（当時24歳）は、1955年12月、古川警察署に逮捕・勾留された。警察署では、朝9時頃から夜12時近くまで連日調べられ（食事時間も取調室に入れられたまま）3人の刑事から入れ替わり立ち替わり自白を強要された。「俺たちは給料をもらってやってるんだからいつまでもかまわない。貴様がネを上げるまでやってやる」などと脅された。大声でどなる。机を叩くなどの暴力的取り調べが続いた。さらに警察は齋藤さんの同房にスパイを送り込み、「（殺人・放火を）やったといえれば早く拘置所に行ける。拘置所では取り調べもないし、何でも買って食べることも出来るから、やったことにして裁判の時本当のことを言え」とそそのかせた。連日の過酷な取り調べに疲労困憊していた齋藤さんは、こらえきれずにウソの自白にに応じてしまった。

#### **旭川日通営業所長殺し事件（1985年3月20日旭川地裁無罪判決）**

被告人は、別件逮捕で代用監獄に勾留され、連続27日間、合計280時間にも及ぶ猛烈な取り調べを受けた。そのうち1日の取り調べが10時間を超えた日が17日あり、最長は16時間10分。終了時刻が午後10時を超えたのが16日、午前0時をすぎたにも5日ある。その間、取調官から胸を叩かれたり、大声で怒鳴られたりしたため、不眠、嘔吐、極度の食欲不振など身体が著しく衰弱した。同房の人たちはこの様子を次のとおり証言している。

「朝食前は壁に寄りかかり、朝食もひとくち食べるのがやっとで、すぐ横になってみぞおちを押さえていた。運動場で吐き気がし、トイレで吐いたり、吐いても吐くものがないという状態で何度も目撃された。身体全体の力が抜け、前屈みの状態で、胸を叩いて咳き込んでいた」。

被告人はこのような苦しみから逃れたい一心でウソの自白をしてしまった。

#### **大森勸銀強盗殺人事件（1982年3月16日最高裁無罪判決）**

犯人でない者が、犯人でなければ言えないようなことを自白できるか？大森勧銀事件の取り調べは次のようなものだった。

「事件では銀行の金庫のボルトが4本はずされていたのですが、このボルトをはずした工具は何かということを追及されました。私はボルトの大きさもわからなかったものですから、何でもいいんだろうと思って、最初、『パイプレンチだ』といったんです。そうしたら警察は、『いやそんなものじゃない』。『じゃ、スパナだ』といったら、『そんなものじゃない』。『モンキーだ』といっても『そんなものじゃない』と、3つ言ったものを全部否定されました。」

本人は、銀行強盗をやっていないのだから、工具を知らないのも当然である。思いつきでいった物が違うのもやむをえない。しかし、それであきらめるような警察ではない。それからどうなったのか。

「最後にポリグラフ検査（ウソ発見器）にかけて、いま言った3つの他に、ウォーター・ポンプ・プライヤーというこの事件に使われたとされる工具と、もう一つを見せたのです。机の上に並べて、『この中から選べ。今日はこれを言うまで寝かせない』。こういうことをいわれて、何でもいいから丸を付けて寝ようと思った。もう疲れて本当にくたくただったからそう思ったんです。そしてそのウォーター・ポンプ・プライヤーであけられると思わなかったものですから、もう一つの所に鉛筆を持って行ったんです。そしたら警察官が、『おい、本当にそうか。よく考えろ』というのです。それで残りの1個（ウォーター・ポンプ・プライヤー）のところへ持って行くと、『お前、よく知っているじゃないか。何で今まで黙っていたんだ』。こういうことで銀行のボルトをあけた工具はウォーター・ポンプ・プライヤーだと、こういうふうには自白をひっぱりだして、犯人みたいなことに作り上げられていったわけです。これが「本人の知らないこと」まで「自白」させる警察の取り調べ技術の「習熟」ぶりなのである。

### 3 なぜ、警察留置場では駄目なのか

被疑者を勾留するのは拘置所が原則であり、留置場はあくまでも代用であり例外である。どこが違うのか。

拘置所では、食べ物や日用品の自弁が権利として自由にできる。接見や手紙、電報を打つことも規則で決められた範囲ならば自由にできる。

捜査官や看守の意向で、許したり許されなかったという不平等・不公平がない。

一定の範囲ならば要求は受けいれられるから安心なのである。確かに、警察留置場の場合、臨機応変、タバコが吸えたり店屋ものを食べることができる、夜間接見ができたり等、被疑者や弁護人にとって有利に作用したり便利だということがありうる。しかし、この警察留置場の融通が利くという特性は、同時に、逆にも作用するのである。否認したり黙秘したり、捜査官や看守の意に反したとき、自白を得るためにこの「融通性」は、最大限発揮される。冤罪を生まないため、ウソの自白をしないためには、融通の利かないこと、規則に従った厳格な運用がなされること、日用品の調達や外部との交通、接見が権利として認められていることが重要なのである。そのためには、身柄の拘束を担当する官署と取り調べを担当する官署が、人的にも組織的にも違っていることが必要なのである。自白を得るために長時間の取り調べを行い、その痕跡を消すために「留置場出入簿」の改鼠さえ行う。これは警察という同一組織が、身柄拘束と取り調べの双方を行うことに伴う避けがたい弊害である。



## 第3部 代用監獄の恒久化は許されない

### - 代用監獄をめぐる立法化の動き -

#### 1 未決拘禁者の処遇に関する有識者会議

今年の通常国会へ提出される予定の未決拘禁者の処遇に関する立法について行刑改革会議と同様に有識者の意見を聞くための有識者会議が設置された。委員は、行刑改革会議の委員の一部に警察庁推薦の3名の加えた9名の委員で構成されている。昨年12月6日に第1回の会議が開かれ、今年2月には提言がまとめられるといわれている。

未決拘禁制度の立法化に当たっての最大の問題は、代用監獄についてどのような立法化が為されるかである。代用監獄を恒久化するために国会に提出された拘禁2法(留置施設法案・刑事施設法案)は、過去に三度も廃案となっているのであって、後述のように国連人権規約にも反するものとして国際的な批判も受けている。

ところが、有識者会議の第1回会議のプレゼンテーションにおいて、法務省、警察庁は、代用監獄を当然の前提とした説明を行った。

警察庁は、代用監獄には、捜査を終了していない起訴前の被勾留者を収容し、捜査が終了した被告人を拘置所に移監するというのが実務の運用であることを強調している。そして、被疑者勾留の場所は、「適正かつ迅速な捜査を行うために捜査機関との近接性と取調室等の設備が十分に整備されていること」を条件としている。つまり、捜査のため取調のために代用監獄が必要であるとしているのである。代用監獄を被疑者から自白を取るための手段として利用することを前提として代用監獄の恒久化を要求している。

法務省は、「代用監獄制度は、我が国の刑事司法の運用上、重要な機能を果たしてきている」「一定の制度的改善を加えた上で、被勾留者について、刑事施設に収容することに代えて、警察の留置施設に留置することができるとする制度を維持することが適当」であると説明した。

有識者会議において、法務省も警察庁も代用監獄の存続と恒久化を主張したので

ある。

日弁連は、代用監獄は廃止されなければならないと主張し、現在でも代用監獄において人権侵害が行われていると説明した。

## 2 未決拘禁法の最大の課題は代用監獄である

被疑者・被告人の勾留状には「勾留すべき監獄」を記載すべきことが刑事訴訟法上要求されており（64条1項、207条）被告人・被疑者を勾留すべき場所は、刑事訴訟法上は「監獄」である（昨年5月成立した「刑事施設及び受刑者処遇に関する法律」によって監獄は「刑事施設」と名称変更された）。一方、監獄法では、「警察署ニ付属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得」と定めて警察留置場を代用監獄として認めたのである。

被疑者は捜査当局によって逮捕された後、速やかに裁判官の下に引致しなければならないが、裁判官が引き続き勾留の必要を認めた場合は、勾留を決定することになるが、その場合は拘禁する場所を本来の拘禁場所である監獄（拘置監）に勾留しなければならない。すなわち、本来は監獄に勾留すべきであるにもかかわらず、監獄法制定当時監獄の数が不足していたために警察留置場を監獄に代用することを認めたのである。代用監獄とは、監獄ではなく警察留置場を監獄の代用として用いることをいうのである。

警察署に付属する留置場は、本来、逮捕された者を司法当局に引致するまでの間、一時留め置く場所（トメオキバ）であって、被疑者を勾留すべき施設ではない。被疑者を勾留すべき施設は、捜査当局から独立した施設でなければならない。現在の警察留置場は、本来的勾留施設である拘置所の「代用」であるに過ぎない。これは近代刑事司法の大原則であり、国際機関や諸条約によって確認された原則でもある。

## 3 国際原則では

市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条3項は「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし」と定めており、国際人権（自由権）規約委員会は、「速やかに」には「2、3日」を超えてはなら

ないとしている。また、この条項は、司法官憲の下に引致された後は、捜査を行う警察には戻してならないことを当然の前提としている。捜査を行う警察に戻されることを認めるならば、「速やかに」引致されなければならないことと矛盾するからである。

日本政府報告書に対する、国際人権（自由権）規約委員会第3回及び第4回審査においては、国際人権（自由権）規約人権委員会は、代用監獄制度が規約第9条、第10条、第14条に適合しないことを指摘した。「当委員会は、規約第9条、第10条及び第14条に規定される保障が、次の点において完全には守られていないことに懸念を有している。すなわち、公判前の勾留が捜査活動上必要とされる場合以外においても行われていること、勾留が迅速かつ効果的に裁判所の管理下に置かれることがなく、警察の管理下に委ねられていること、取調べはほとんどの場合に被勾留者の弁護人の立会いの下でなされておらず、取調べの時間を制限する規定が存在しないこと、そして、代用監獄制度が警察と別個の官庁の管理下にないこと、である。」

ヨーロッパ人権条約第5条3項は、逮捕又は抑留された者が司法官憲の面前に速やかに引致されるものと定める。これについても裁判官の面前に引致された者は警察留置場へ連れ戻すことは許されないと解されている。

代用監獄制度は日本以外に例が無いと報告されており、国際的な批判を受けている。韓国でも未決拘禁制度は改革され、取調の可視化や電話、インターネットによる外部交通が導入され被拘禁者の人権の保護が図られている。日本の未決拘禁、代用監獄制度の後進性が目立っており、国際的な人権擁護団体であるアムネスティインターナショナルは、昨年6月「日本：今こそ人権分野でリーダーシップを示すとき」として、日本政府に対して「代用監獄制度は秘密主義で覆われている。外部からの監視がない中での取り調べや自白の強要などは決して容認することはできない」「代用監獄は日本の人権史に残る汚点であり、直ちに廃止されなければならない」との申し入れを行った。

代用監獄制度は、国際的には大きな批判を受けており、早急に廃止されなければならない。

#### 4 代用監獄は廃止されなければならない

昨年5月「刑事施設及び受刑者処遇に関する法律」が成立し、受刑者についての

法整備がなされた。今年5月には施行となる。残された未決拘禁者の処遇については、今年の通常国会に提案されることになっている。

未決拘禁者の処遇法の立法に当たっては、代用監獄の廃止の方向性を打ち出すことが出来るか否かが最大の課題である。

警察庁が有識者会議でのプレゼンテーションで説明したように、警察は捜査のため被疑者の身柄を警察の管理下に置きたいのであり、それはすなわち、被疑者に取調受忍義務を課し誰からも邪魔されることなく自由に取り調べ、被疑者から自白を得たいのである。

警察は、被疑者を代用監獄に20日間も勾留し、昼夜を問わず長時間の過酷な取り調べ、拷問や脅迫、利益誘導等による取り調べ、被疑者の心理的、肉体的な弱みにつけ込んだ取り調べなど違法な取り調べを行う。その取り調べの目的は自白を獲得することである。そのためには、被疑者の全生活を支配する。密室の中で食事、睡眠、用便、入浴はもちろん日常の動作が監視される。被疑者の身体的拘束を取り調べに利用しているのである。捜査と留置の結合である。

代用監獄こそがえん罪の温床となっている。代用監獄における違法な取り調べによって虚偽の自白を強要されることでえん罪が生み出されているのである。のみならず、警察が、政府の施策に反対する国民のたたかいを弾圧し、不当逮捕する際にも、代用監獄は利用されてきた。警察が革新政党の政治活動や労働組合活動等に対する弾圧を行い、身柄を代用監獄に拘束して、仲間への不信をあおったり転向を迫るなど組織破壊をねらった取り調べ等が行われてきたことは、枚挙にいとまがない。

これが代用監獄の実態である。このような代用監獄は廃止されなければならない。

警察庁は、1980年以降、警察の組織として捜査を担当する部門と留置を担当する部門を分離したので、従前のような代用監獄の弊害は発生していないと説明するが、これが誤りであることは、過去に限らず、現在においても代用監獄に於ける弊害事例が多発していることから明らかである。

警察庁は、日弁連が指摘する弊害事例なるものは、代用監獄の問題ではなく、人の問題であるとの言い訳をするが納得できるものではない。まさに、代用監獄制度そのものが持つ問題点なのである。

しかも、今日、ビラ配布に対する警察の不当逮捕事件など国民の表現活動などに対する警察の弾圧が頻発している。そのうえ、改憲に反対する国民の運動を規制する改憲のための国民投票法案、住民運動などに対しても広く犯罪として処罰する危険のある共謀罪法案など、警察による弾圧を拡大する危険のある法案がつくられよ

うとしている。警察は、このような動きと結びつけて、自らが利用しやすい代用監獄の恒久化を求めているものといわざるをえない。この点からも、代用監獄の恒久化を許さず、廃止を実現することが重要なのである。

## 5 代用監獄の廃止のために

代用監獄廃止のためには、基本的には拘置所を増設し、収容力を増やすべきである。いま、警察庁は、警察留置場の収容力が不足しているとして、各地に大規模留置場を次々と設置しているが、これは本末転倒である。これらの予算は、拘置所の増設にこそ向けられるべきである。

代用監獄へ収容する事例を減らすべきことも急務である。現在は、ほんらい逮捕・勾留される必要がない微罪についても身体的拘束が行われており、このような無用な勾留はやめるべきである。少なくとも、代用監獄の廃止までの間、否認事件など人権侵害が行われる可能性のある一定の場合は、代用監獄の使用を禁止すべきである。

いま必要なことは、人権侵害の行われる危険な代用監獄の問題点を国民に広く知らせ、警察がねらおうとしている代用監獄の恒久化、その法案づくりを許さず、代用監獄を廃止する動きを具体化しなければならないことである。

## 第4部 資料

### - 代用監獄(留置場)をめぐる事件・不祥事(一覧)

報道日時	報道新聞	都道府県	警察署名	内 容
【2001年】				
2月14日	毎日	長野	大町	取調べ中に黙秘した男性容疑者(建造物侵入)を蹴る。
3月21日	読売	警視庁	犯罪対策総合センター	以前に取り調べたことがある女性と一緒に覚せい剤を使用
4月13日	産経	大阪府	摂津	覚せい剤取締法違反容疑の男性が留置場で首吊り(1月7日にも枚岡署で同様の事件)
5月8日	赤旗	大阪府	高槻	「警察の取調べが原因」と自殺少年の両親が提訴
6月9日	東京	千葉	松戸	拘置中の元暴力団員にバイアグラ、指輪など受け取りの便宜供与
6月20日	東京	群馬	前橋	5留置場内に容疑者が覚せい剤持ち込む
9月27日	日経	富山	県警本部	本部長が、「協力者」について虚偽の釈放理由を決裁
11月16日	毎日	埼玉	熊谷	取調べ中に、携帯電話で被害届けの取り下げを交渉させる
11月8日	毎日(京都)	京都	太秦	「取調べ中に脅迫を受けた」と浄水器毒物混入罪被告地裁が自白調書採用せず
12月3日	読売	警視庁	駒込	留置場から脅迫状、検閲すり抜け。担当警部補は自殺
12月21日	東京	山梨	富士吉田	外国人容疑者の取調べ通じ通訳と不倫
【2002年】				
1月24日	産経	神奈川	泉	留置場の担当職員(巡查長)が拘束中の女性と肉体関係を持ち特別公務員暴行陵虐罪で逮捕
2月22日	朝日	兵庫	有馬	巡查長が勾留中の女性容疑者とわいせつ行為をしたとして特別公務員暴行陵虐容疑で懲戒処分
3月8日	東京	栃木	氏家	留置場看守係の巡查部長が、勾留された男性から酒食の接待を受け懲戒処分
3月31日	日経	神奈川	多摩	勾留中の女性の身体を触った等のセクハラ容疑の警部補が失踪・懲

				戒免職に
5月24日	東京	千葉	水上警察隊	取調担当の警部補が、被疑者のキャッシュカードで現金を引き出し、書類送検・懲戒処分
7月 6日	東京	神奈川	加賀町	巡査長が勾留中の女性から手紙を預かり投函、自分の携帯を貸して房内から知人と会話させ、懲戒処分
10月 2日	読売 ・日経	大阪	堺北	逮捕した容疑者の預金通帳を持ち出し現金を引き出した巡査部長を逮捕
【2003年】				
1月30日	産経	神奈川	泉	留置場担当の元巡査長が韓国人女性と肉体関係。2審も実刑。東京高裁
3月 8日	東京	栃木	宇都宮南	留置中の被告にカッターナイフを貸す。留置管理責任者の警務課長を懲戒処分
10月21日	読売 ・大阪	兵庫	本部暴対 2課	白紙調書を用意し、容疑者に押印させる。警部補は加重収賄容疑で逮捕
【2004年】				
10月 8日	赤旗	和歌山	和歌山東	勾留の被疑者に防声具着け布団をかぶせたまま放置により死亡、当直担当者3名を業務上過失致死で書類送検
10月18日	朝日	群馬	桐生	留置管理課警部補、拘留中の女性被疑者の髪の毛にライターで火をつけ暴行容疑で逮捕
10月21日	産経	宮城	塩釜	勾留中の被疑者に携帯電話を貸した見返りに現金を受け取っていた巡査長を収賄で逮捕

代用監獄では何故いけないのか  
- 代用監獄の恒久化に反対する意見書 -

---

---

2006年1月6日

編集 自由法曹団治安警察問題委員会

発行 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

Tel 03(3814)3971 Fax 03(3814)2623

URL <http://www.jlaf.jp/>

---

---